

京都府外の私立高等学校等に在籍する生徒の学費軽減補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、京都府外の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条に定める通信制課程及び同法第58条に定める専攻課を除く。以下「私立高等学校等」という。）に在籍する生徒の奨学と保護者の教育費負担の軽減を図るため、学費の軽減を行う学校法人に対して、補助金等の交付に関する規則（昭和35年京都府規則第23号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において「保護者」とは、学校教育法第16条に定める子に対して親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）で、京都府内に住所を有する者をいう。ただし、生徒等に保護者がいない場合は、当該生徒等（当該生徒等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあつては、当該他の者）で、京都府内に住所を有する者を保護者とみなす。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、別表第1に掲げる県内に私立高等学校等を設置する学校法人が、当該私立高等学校等に10月1日現在在籍する生徒（授業料を全額免除されている生徒及び当該学校等から授業料相当額の給付を受けている生徒を除く。）の保護者に対し、その所得の多寡に応じ別表第2第2欄に掲げる補助金相当額の授業料軽減を行う事業（以下「補助事業」という。）とする。

(授業料の軽減を受けることができる者)

第4条 前条に定める補助事業による授業料の軽減を受けることのできる者は、京都府の区域内に住所を有する保護者であつて、次の各号いずれかに該当する者とする。

- (1) 前年（授業料軽減を受けようとする年度に属する12月末を以て終了する年の前年をいう。）の所得が、別表第2第1欄に掲げる所得基準に該当する者。
- (2) 当該年（授業料軽減を受けようとする年度に属する12月末を以て終了する年をいう。）の所得が、転職、失業等により前年と比べて著しく減少し、別表第2第1欄に掲げる所得基準未満となる見込みの者。
- (3) その他特別な事情があると認められる者

(補助金額)

第5条 補助金額は、予算の範囲内で別表第2第1欄に掲げる所得基準の区分に該当する申請者の数に同表第2欄に掲げる補助金額を乗じて得た金額の合計額以内とする。ただし、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき支給される高等学校等就学支援金を控除した後の納付すべき授業料（年額）が軽減金額を下回る場合の補助金額は、納付すべき授業料の額を限度とする。

(学校法人の徴する書類)

第6条 補助事業を実施する学校法人は、保護者から学費軽減申請書（様式第1号）及び関係書類を提出させるとともに、補助事業が完了したときは、学費軽減証票（様式第3号）を徴さなければならない。

(申請書)

第7条 規則第5条に規定する申請書は、様式第4号によるものとし、別に定める期日までに様式第5号及びその関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 知事は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められたときは、その決定内容を当該学校法人に通知するものとする。

(軽減すべき額の決定)

第9条 前条の規定による交付決定の通知を受けた学校法人は、補助金額に相当する学費を速やかに軽減し、対象となる保護者ごとに軽減すべき額を決定し、この旨を学費軽減決定通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第10条 補助金の交付を受けた学校法人が、補助事業計画の変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（様式第6号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第13条に規定する実績報告書は、様式第7号によるものとし、補助金の交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、規則第14条第1項の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、規則第6条第2項による交付決定額の全額又は一部を概算払いにより交付するものとする。

(書類の保存)

第13条 補助金の交付を受けた学校法人は、補助金に係る証拠書類を、当該年度終了後10年間保存しなければならない。

(機密保持)

第14条 学校法人は、この補助事業の遂行に当たつて、生徒及び学費負担者について知り得た事実を他に漏らしてはならない。

(補助金の返還)

第15条 補助金の交付を受けた学校法人が次のいずれかに該当するときは、期限を定めて交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき
- (2) 学校法人の経理に不正の行為があったとき
- (3) この要綱の規定に違反したとき

(その他)

第16条 この要綱に基づく事務取扱いその他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年度の補助金から適用する。

別表第1 私立高等学校等の所在する県

- 1 兵庫県
- 2 奈良県

別表第2

平成26年度以降入学者

私立高等学校等の所在する県	第1欄 保護者の所得基準	第2欄 補助金額 (生徒1人あたり)	
兵庫県	生活保護世帯	年額41,000円	
	市町村民税所得割額 (保護者全員の合算)	0円	年額41,000円
		51,300円未満	年額20,000円

私立高等学校等の所在する県	第1欄 保護者の所得基準	第2欄 補助金額 (生徒1人あたり)	
奈良県	市町村民税所得割額 (保護者全員の合算)	非課税世帯	年額16,000円
		51,300円未満	年額18,000円
		51,300円以上	年額12,000円
		138,900円未満	

平成25年度以前入学者

私立高等学校等の所在する県	第1欄 保護者の所得基準	第2欄 補助金額 (生徒1人あたり)
兵庫県	生活保護世帯	年額60,000円
	市町村民税所得割額(保護者全員の合算)	0円
	18,900円に16歳未満の扶養親族の数に21,300円を乗じて得た額及び16歳以上19歳未満の扶養親族の数に11,100円を乗じて得た額の合計額を加えた額未満。	年額25,000円
	146,100円未満	年額15,000円

私立高等学校等の所在する県	第1欄 保護者の所得基準	第2欄 補助金額 (生徒1人あたり)
奈良県	市町村民税所得割額(保護者全員の合算)	年額31,000円
	非課税又は18,900円に次に掲げる額を加えた額未満である場合	
	ア 21,300円に16歳未満の扶養親族の数を乗じて得た額	
	イ 11,100円に16歳以上19歳未満の扶養親族の数を乗じて得た額	
	106,500円に次に掲げる額を加えた額未満である場合	年額29,000円
	ア 21,300円に16歳未満の扶養親族の数を乗じて得た額	
	イ 11,100円に16歳以上19歳未満の数を乗じて得た額	